

令和8年度観光拠点等需要調査委託業務公募型プロポーザル審査要領

令和8年度観光拠点等需要調査委託業務の公募型プロポーザル方式の審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和8年度観光拠点等需要調査業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類の全てを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は150点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 業務の理解度	(15点)
(2) 観光活用希望資産の活用可能性調査等	(30点)
(3) 民間企業の掘り起こし	(30点)
(4) 現地視察及び伴走支援の実施	(30点)
(5) 実施体制	(20点)
(6) スケジュール	(15点)
(7) 経費見積	(10点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日時 令和8年4月17日(金) 別途通知します

場所 高知市内(調整中)

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1参加者20分以内とし、プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を20分以内で設けます。

イ 審査委員会への入室は、1参加者あたり3名までとします。

ウ 順番は、企画提案書の受付順とし、別途お知らせします。

エ プレゼンテーションで使用できる資料は、あらかじめ提出した企画提案書のみとします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(3)、(4)にかかわらず、総合得点が6割未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。